

民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方（案）

平成20年3月27日
内閣府 公共サービス改革推進室

1. 官民競争入札又は民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性の検討

(1) 検討の方向性

公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）において、施設の運営等業務及び独立行政法人関連業務については、以下のような規定が設けられている。

基本方針（抜粋）

6. 施設管理・運営業務及び研修関連業務

(11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討

- 上記（2）～（10）の施設の管理・運営業務については、原則、民間競争入札を実施することとするが、今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。

なお、内閣府は、民間競争入札に準じた手続の在り方を、監理委員会と連携しつつ、平成20年3月末までに策定する。

7. 独立行政法人の業務

(48) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討

- 上記の独立行政法人の業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行うこととするが、今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から、官民競争入札又は民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。

なお、内閣府は、官民競争入札・民間競争入札に準じた手續の在り方を、監理委員会と連携しつつ、平成20年3月末までに策定する。

上記基本方針や、官民競争入札又は民間競争入札の対象事業の増加等の情勢を踏まえ、①官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項の策定・審議手続を簡素化することなどにより官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）における審議の合理化・効率化等を図りつつ、②監理委員会の一定の関与を残すことにより、民間事業者の創意工夫を適切に反映し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るとの競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）の趣旨・目的の実現を担保する手法として、

監理委員会において導入の可能性の検討を行った。

(2) 検討結果

基本方針において法に基づく手続を経て官民競争入札又は民間競争入札を実施することとされている事業の中には、民間事業者の創意工夫の活用、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等の観点から法の趣旨・目的の達成を阻害しないよう一定の条件を設けた上で、民間競争入札実施要項の策定・審議手続を簡素化することなどにより監理委員会における審議の合理化・効率化等を図ることがより望ましいものも存在していると考えられる。

このため、民間競争入札を実施することとされている事業のうち一定の条件に該当する事業については、法を適用しないこととし、その対象とする事業の選定及び民間競争入札に準じた手続による一般競争入札（以下「簡易版民間競争入札」という。）の実施に係る手續を定め、対象とする事業については、これにより実施することが適切であるとの結論に至った。

他方、官民競争入札を実施することとされている事業については、落札者等の決定等の過程において、第三者機関である監理委員会による法に基づく関与が必要であると考えられるため、官民競争入札に準じた手續による一般競争入札の導入は当面見送ることとした。

なお、簡易版民間競争入札の対象事業は、法を適用しないことから、法に規定する手續を取らないものの、いわゆる「市場化テスト」の対象事業として整理することとする。

2. 簡易版民間競争入札の対象事業の選定

(1) 対象事業の範囲

簡易版民間競争入札は、現時点では試行的な取組と位置付け、対象とする事業の分野は施設の運営等業務及び独立行政法人関連業務に限定し、導入による効果・影響を検証する。

(2) 対象事業の選定基準

簡易版民間競争入札の対象事業は、以下の基準例等を勘案しつつ選定する。

- ① 事業規模が小さい（例. 単年度事業費おおむね 1,000 万円未満）などの理由により、公共サービスの経費の削減等の観点から、監理委員会における審議の合理化・効率化等を図ることが望ましいと判断されること

注. 単年度事業費は、選定時点において入手可能な最新年度の決算数値に基づいて推計

するものとし、人件費、物件費及び委託費の決算数値を、対象事業の人員数や業務従事割合を用いて按分した金額とする。

- ② 当該事業の性質を踏まえ、法に基づく秘密保持義務等の適用がないことにより、法の趣旨・目的の達成に支障が生じないと判断されること
- ③ 既に同様の内容の事業の官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項について、監理委員会における審議が行われていることから、民間競争入札実施要項の策定・審議手続の簡素化を行っても法の趣旨・目的の達成に支障が生じないと判断されること
- ④ その他の観点から、簡易版民間競争入札の手続により事業を実施した場合においても、民間事業者の創意工夫の活用、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等法の趣旨・目的の達成に支障がないと判断されること

なお、対象事業の選定に当たっては、これらの基準例に該当するあるいは該当しないことをもって、機械的に簡易版民間競争入札の対象とするか否かを決定することとはせず、監理委員会において判断することとする。

(3) 対象事業の選定プロセス

内閣府は、上記の基準例等を勘案しつつ、簡易版民間競争入札の対象とすることが望ましい事業の案を作成する。

この際、内閣府は、上記案について国の行政機関等と協議する。

また、内閣府及び必要に応じて国の行政機関等は上記案について監理委員会に報告するものとし、監理委員会は特段の問題が生じないと判断する場合はこれを了承する。

なお、基本方針改定の際には、上記案の内容を反映させるものとする。

3. 簡易版民間競争入札の具体的な内容

(1) 総論

簡易版民間競争入札は、法の趣旨・目的に照らし、民間事業者の創意工夫の活用を図る等の観点から、民間競争入札と同様に総合評価方式による一般競争入札により実施するものとし、国の行政機関等の長等は、対象事業の実施に当たり、民間競争入札実施要項に準じた内容の「簡易版民間競争入札実施方針」を作成し、公表するものとする。

事業実施に係る一連の過程における監理委員会の関与は、監理委員会の審議の合理化・効率化の観点から可能な限り省略し、事業の実施は、原則、当該公共サービスを所管する国の行政機関等の判断によるものとするが、実施過程の透明性、中立

性及び公正性を確保する観点から、必要に応じて各種報告を受ける、事業の実施状況の評価の報告を受け事業実施期間終了後の当該公共サービスの在り方について審議を行う等、監理委員会による一定の関与を残すものとする。

具体的な実施内容は、原則、以下のとおりとするが、個別の事業毎の実施内容については、適宜、内閣府と国の行政機関等とが協議によって、検討することとする。

(2) 簡易版民間競争入札実施方針

ア 簡易版民間競争入札実施方針の作成

簡易版民間競争入札実施方針は入札公告前の適切な時期に作成し公表する。

また、簡易版民間競争入札実施方針は、民間競争入札実施要項の内容に準じて作成することとし、法、基本方針、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」（平成20年1月30日監理委員会決定）及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成18年12月19日監理委員会決定）の趣旨を十分に踏まえたものとする。

イ 従来の実施状況に関する情報開示

従来の実施状況に関する情報開示については、民間事業者の創意工夫の活用、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等法の趣旨・目的が十分達成されるよう、適切に行うものとする。

ただし、対象事業の規模等を踏まえ、国の行政機関等において不要と判断する場合には、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成18年12月19日監理委員会決定）の4.(1)ウ(エ)～(カ)については、その数値を記載しないことができるとしている。

ウ 入札参加資格

簡易版民間競争入札の対象事業は、法の適用対象外となることから、法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由は適用されないが、入札参加資格については法第10条に規定する欠格事由の内容も踏まえて適切に設定する。

エ 案の公表等

基本方針において、適切な民間競争入札実施要項とするために必要に応じて行う取組とされている、①民間競争入札実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること、②基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること、③外部専門家の活用を検討することについては、簡易版民間競争入札実施方針の作成過程においても、国の行政機関等において、実施過程の透明

性、中立性及び公正性を確保する観点から必要と判断する場合には適切に行うものとする。

オ その他

簡易版民間競争入札実施方針には、当該事業は簡易版民間競争入札として実施するものであり、当該簡易版民間競争入札実施方針は監理委員会の議を経たものではない旨を明記するものとする。

(3) 入札手続における監理委員会の関与等

ア 簡易版民間競争入札実施方針の作成時における関与

国の行政機関等は、入札公告前の適切な時期に、簡易版民間競争入札実施方針案を作成のうえ、内閣府へその内容を通知するものとする。

内閣府は、以下のような基本的事項の確認を行い、必要と判断される場合についてのみ、国の行政機関等に対し監理委員会への報告及び簡易版民間競争入札実施方針案の内容の改善を求めるることとし、国の行政機関等はこれに応じ適切に対応するものとする。

(ア) サービスの質の設定

- ① 対象となる公共サービスの政策目的とサービスの質の指標が合致しているか
- ② サービスの質の要求水準が合理的な裏付けの基に設定されているか
- ③ 当該要求水準の達成の程度を測定するためのモニタリング方法が設定されているか

(イ) 入札参加資格等

- ① 法第10条に規定する欠格事由の内容を踏まえたものとなっているか
- ② 民間事業者の入札参加を過度に制限することなく、必要かつ最小限の入札参加資格となっているか
- ③ 評価項目等の入札参加資格以外の規定が、民間事業者の入札参加を過度に制限する内容となっていないか

(ウ) 従来の実施状況に関する情報開示

- ① 民間事業者が入札するために必要な情報が開示されているか
- ② 従来の実施方法や委託業務の範囲等がフロー図等により明確になっているか

(エ) 入札スケジュール

- ① 入札の実施手続及びスケジュールが具体的に明らかにされているか
- ② 上記スケジュールとして、民間事業者が入札に参加するために必要十分

- な期間が設定されているか
- (オ) その他民間事業者の創意工夫の活用、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等法の趣旨・目的の達成の観点から重大な問題がないか 等

イ 簡易版民間競争入札実施方針の変更時における関与

国の行政機関等は、再入札を行う場合等、簡易版民間競争入札実施方針の内容を変更する場合においても、内閣府へその内容を通知するものとする。

内閣府は、上記アと同様の対応を行うこととし、国の行政機関等はこれに応じ適切に対応するものとする。

(4) 事業開始以降における監理委員会の関与等

ア 事業実施中の民間事業者に対する措置等への関与

国の行政機関等は、民間事業者に対し契約の変更、契約の解除、報告の徴収、指示等を行った場合、内閣府へその内容を通知するものとする。

内閣府は、必要と判断される場合のみ、国の行政機関等に対し監理委員会への報告を求め、この場合、国の行政機関等はこれに応じ適切に対応するものとする。

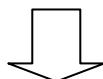
イ 評価及び事業実施期間終了後の在り方の検討への関与

国の行政機関等は、事業実施期間終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、事業の実施状況を評価し、監理委員会へ報告するものとする。

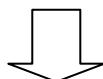
また、事業実施期間終了後の当該公共サービスの在り方の検討については、上記評価等を踏まえ、監理委員会において審議を行い、その結果については必要に応じ基本方針へ反映させるものとする。

「簡易版民間競争入札」実施プロセス

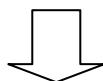
① 簡易版民間競争入札の対象事業検討（内閣府）



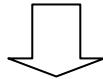
② 簡易版民間競争入札の対象事業選定
(内閣府と国の行政機関等との協議、監理委員会の了承)



③ 簡易版民間競争入札実施の決定（基本方針へ反映）

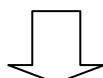


④ 簡易版民間競争入札実施方針の作成（国の行政機関等から内閣府へ通知）
※③の前に実施することも場合によっては可とする



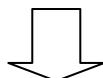
⑤ 入札実施

※ 再入札を行う場合等に簡易版民間競争入札実施方針の変更をする場合は国の行政機関等から内閣府へ通知

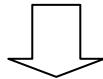


⑥ 落札者決定、事業実施

※ 民間事業者に対し契約の変更、契約の解除、報告の徴収、指示等を行った場合は国の行政機関等から内閣府へ通知



⑦ 実施状況の評価（国の行政機関等から監理委員会へ報告）



⑧ 事業終了後の在り方検討

（監理委員会で審議、必要に応じその結果を基本方針に反映）